

茶改植等支援事業実施要領

〔 22生産第10830号
平成23年3月30日
農林水産省生産局長通知 〕

第1 趣旨

果樹農業好循環形成総合対策等実施要綱（以下「要綱」という。）第3の3の茶改植等支援事業（以下「本事業」という。）の実施に当たっては、要綱に定めるもののほか、以下に定めるところによる。

第2 定義

- 1 本事業において「改植等」とは、改植（移動改植、新植を含む。2を除き、以下同じ。）、棚施設を利用した栽培法への転換、台切り及び茶園整理をいう。
- 2 本事業において「改植」（移動改植、新植を除く。）とは、茶園において、茶樹の樹体を根本から切断（以下「伐採」という。）し、抜根又は枯死させた後、伐採した茶樹と同規模の優良品種系統等の茶樹を新たに植栽することをいう。
- 3 本事業において「移動改植」とは、茶園において伐採を実施した後、伐採した茶樹と同規模の優良品種系統等の茶樹を、当該茶園以外の農地において、新たに植栽することをいう。
- 4 本事業において「新植」とは、優良品種系統等の茶樹を、放任茶園や他品目の畑地等へ植栽することをいう。
- 5 本事業において「棚施設を利用した栽培法への転換」とは、茶製品の付加価値向上を目的とし、露地栽培の茶園の上部と側面を資材で覆うための棚施設を設置し、露地栽培から栽培法を転換することをいう。
- 6 本事業において「台切り」とは、茶園の若返りを図るため、茶園の地際部から地上15センチメートルまでの高さ（地域における栽培指導指針又はこれに準じるものにおいて別に高さを定めている場合にあつては、当該高さ）で茶樹を切断することをいう。
- 7 本事業において「茶園整理」とは、品質向上戦略に位置づけられた茶園において伐採を実施した後、抜根することをいう。
- 8 本事業において「改植支援」とは、改植に要する経費の一部を補助する事業をいう。また、「未収益支援」とは、改植等（新植及び茶園整理を除く。）の実施後、未収益となる期間に要する経費の一部を補助する事業をいう。
- 9 本事業における「支援対象年度」とは、各年4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。
- 10 本事業において「支援対象面積」とは、茶の生産者が行う支援対象年度ごとの改植等の面積として、別記1に定める方法により算定した面積をいう。

第3 事業内容

1 事業概要

本事業は、事業実施主体が、2及び3に定める要件を満たす茶の生産者に対し、4に定めるところにより補助金を交付する事業とする。

2 支援の対象となる生産者

本事業により事業実施主体から補助金の交付を受けようとする茶の生産者（以下「支援対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす荒茶加工施設を中心とした茶の生

産者グループ（以下「茶生産者グループ」という。）に参画している者でなければならない。なお、中心とする荒茶加工施設については、原則として、茶生産者グループを構成する茶の生産者が改植等を実施する支援対象年度の前年度（前年度において、土地改良事業又は災害復旧事業の実施により茶が生産されなかった場合にあっては、当該事業の実施年度の前年度をいう。）において、当該茶の生産者からの出荷実績が最も多い荒茶加工施設とするものとする。

- (1) 茶生産者グループに参画している支援対象者の支援対象年度における支援対象面積の合計が20アール以上である又は当該茶生産者グループに参画する全ての支援対象者の茶園面積の1割以上を占めていること。
- (2) 茶生産者グループに参画している支援対象者のうち、当該茶生産者グループごとに、少なくとも1経営体以上が、「人・農地プラン」（人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）第2の1に定める「人・農地プラン」又は「経営再開マスタープラン」（地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知）第2の1に定める「経営再開マスタープラン」をいう。）に中心となる経営体として位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること、あるいは農地中間管理事業の推進に関する法律第4条に規定する農地中間管理機構から農地を借り受けている、又は借り受けることが見込まれることとする。
- (3) 4のイに掲げる改植（新植を除く。）に伴う未収益支援を受ける場合は、次の取組を行うこと。

①40アール以上又は改植実施面積の1割以上について異なる品種への改植（新植を除く。）を行うこと

②次のア～オの5項目から2項目以上を選択し、課題解決に向けた取組を行うこと

ア 輸出に向けた残留農薬基準の適合に資する有機JASの取得や減農薬栽培、無農薬栽培等の取組の実施

イ 新たに導入した品種の栽培技術の確立に資する実証ほの設置

ウ 生産コストの低減に資する土壌分析に基づく適正な施肥の実施や点滴施肥技術の導入

エ 機械化作業体系に資する茶樹の畝方向の統一化

オ 国内マーケットの新規創出に向けた発酵茶・半発酵茶等の栽培・加工の取組の実施

- (4) 4のカに掲げる茶園整理の支援を受ける場合は、次の取組を行うこと。

①茶園整理を実施したほ場の適切な土地利用計画を策定すること

- (5) その運営に係る規約その他の規程が定められていること。

3 支援の対象となる茶園

本事業により事業実施主体から補助金の交付を受けようとする茶の生産者の茶園は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。

- (1) 改植等（新植及び茶園整理を除く。）については、支援対象年度の前年度まで、茶園として通常の収穫が見込まれるよう適切な栽培管理が行われていること。
- (2) 地域の実情に照らし、通常の収穫が見込まれる植栽密度を有し、かつ、改植等（新植及び茶園整理を除く。）実施後においても同等の植栽密度を有することが見込まれる茶園であること。
- (3) 当該茶園が、茶産地の収益力の強化と農業者の経営安定を図るため、事業実施主体が策定する品質向上戦略に定めた地域内にあること。

- (4) 当該茶園について、農地法（昭和27年法律第229号）第4条又は第5条に基づく農地転用の許可申請書が提出されたものではないこと。
- (5) 当該茶園を農地以外のものにすることを前提とした所有権の移転若しくは賃貸借等の使用収益権の設定若しくは移転に関する協議が行われている又は整った茶園でないこと。
- (6) 本事業による支援の対象となった茶園でないこと。
- (7) 本事業以外の国庫補助事業又は地方公共団体の補助事業により改植が行われる茶園でないこと。

4 補助金の算定方法

事業実施主体が支援対象者に交付する補助金の総額は、次に掲げる支援内容の区分に応じ、支援内容ごとの支援対象面積に10アール当たり単価の欄に掲げる金額とする。

支援内容	10アール当たり単価
ア 改植（新植を除く。）に伴う未収益支援①	120,000円
イ 改植（新植を除く。）に伴う未収益支援②※	160,000円
ウ 棚施設を利用した栽培法への転換に伴う未収益支援	40,000円
エ 台切りに伴う未収益支援	70,000円
オ 改植支援	120,000円
カ 茶園整理	50,000円

※イの改植（新植を除く。）に伴う未収益支援②の場合は、次の取組を行うこと。

- ①40アール以上又は改植実施面積の1割以上について異なる品種への改植（新植を除く。）を行うこと
- ②次のア～オの5項目から2項目以上を選択し、課題解決に向けた取組を行うこと
 - ア 輸出に向けた残留農薬基準の適合に資する有機JASの取得や減農薬栽培、無農薬栽培等の取組の実施
 - イ 新たに導入した品種の栽培技術の確立に資する実証ほの設置
 - ウ 生産コストの低減に資する土壌分析に基づく適正な施肥の実施や点滴施肥技術の導入
 - エ 機械化作業体系に資する茶樹の畝方向の統一化
 - オ 国内マーケットの新規創出に向けた発酵茶・半発酵茶等の栽培・加工の取組の実施

第4 事業実施主体

1 要綱第3の3の(2)の基準は、次に掲げる事項の全てを満たすものとする。

- (1) 事業の適切な運営を図ることができる団体であること。
- (2) 代表者の定めがあること。
- (3) 事業実施主体の構成員に茶の生産者又は生産団体が含まれていること。
- (4) 国の助成等の事務手続を適正かつ効率的に行うため、事業実施主体としての意思

決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした事業実施主体の運営等に係る規約その他規程が定められていること。

- 2 事業実施主体の事業実施区域は、原則として、都道府県の区域とする。ただし、事業の適切かつ円滑な実施のために必要と認める場合にあっては、市町村の区域を事業実施区域として設定することができる。

また、事業実施主体が農業協同組合の場合には、農業協同組合の事業区域を事業実施区域として設定することができる。

第5 事業実施手続

要綱第3の3の(4)の手続は、次のとおりとする。

1 事業実施計画書及び品質向上戦略

- (1) 事業実施主体は、毎年度、様式1により支援対象年度ごとの茶改植等支援事業実施計画書を作成し、かつ、事業実施初年度に様式2により支援対象年度ごとの品質向上戦略を作成し、地方農政局長（北海道にあっては生産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ）に提出し、その承認を受けるものとする。

なお、別に定める公募要領により選定された補助金等交付候補者については、茶改植等支援事業実施計画及び品質向上戦略の承認を得たものとみなす。

- (2) 事業実施主体は、(1)の茶改植等支援事業実施計画書の作成に当たり、事業実施区域内の茶生産者グループから、様式3により支援対象年度ごとに茶生産者グループ別事業実施計画書及び様式4により支援対象年度ごとに生産者別改植等事業実施計画書の提出を受け、その内容を審査するものとする。
- (3) 改植作業において、定植の時期が翌年度の4月となる産地については、翌年度において本事業の予算が確保できた場合に支援を行うものとし、事業の申請時に茶改植等支援事業実施計画書の様式3の別添②資料を作成し、1の(1)の承認を受けるものとする。
- (4) (1)から(3)の規定は、茶改植等支援事業実施計画書、茶生産者グループ別事業実施計画書、生産者別改植等事業実施計画書及び品質向上戦略の変更について、準用する。
- (5) 生産局長が別に定める事業の実施計画書の重要な変更は、次に掲げるものとする。
 - ア 補助事業者の変更
 - イ 事業の中止
 - ウ 補助事業費又は事業費の30%を超える変更

2 実施確認のための関係書類の作成

- (1) 事業実施主体は、事業実施に当たり、茶生産者グループから提出された1の(2)の生産者別改植等事業実施計画書において、改植等を行うこととなる計画の茶園が第3の3に掲げる要件を満たすことを確認（以下「事前確認」という。）するため、毎年度、別記2に定めるところにより、茶生産者グループから支援対象年度ごとの事前確認資料を提出させるものとする。
- (2) 事業実施主体は、毎年度、様式5及び6により、支援対象者が改植等を行ったことを確認（以下「事後確認」という。）するための確認の時期、確認体制、確認の方法等について定めた確認計画と確認野帳を策定するものとする。

3 事業実績報告及び補助金の交付手続

- (1) 事業実施主体は、毎年度、茶生産者グループに対し、様式7により支援対象年度ごとの第7の1の(6)のイの通知を受けた支援対象者の事業実績報告書兼補助金交

付請求書（以下「報告・請求書」という。）を提出させるものとする。

- (2) 事業実施主体は、報告・請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の額を確定し、茶生産者グループに対し、様式8により補助金の額の確定通知書を通知するとともに、支援対象者に対し、補助金を交付する。

この場合において、事業実施主体は、茶生産者グループを通じて支援対象者に対し補助金を交付することができるものとする。

第6 助成

要綱第3の3の(5)の助成は、事業実施主体が支援対象者に交付する補助金の総額のほか、事業実施主体が本事業の実施に当たり要する経費のうち補助の対象となる経費（以下「推進事務費」という。）については、次に掲げるものとする。

なお、推進事務費に対する補助金の額については、次に掲げるア及びイにより算出された額の合計を上限とする。

ア 事業実施主体ごとに定額（10万円／事業実施主体）

イ 事業実施主体ごとの支援対象面積に㎡当たり単価（4.0円／㎡）を乗じて得た額

区分	内 容
1 謝金	品質向上戦略の策定・検討に係る委員として依頼した専門家、実需者及びその他本対策を推進する上で必要な事項について依頼した者（以下「委員等」という）に対する謝礼に必要な経費
2 賃金	臨時雇用賃金
3 旅費	委員等旅費に限る。
4 事務費等	印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、雑役務費、消耗品費、（燃料費を含む（自動車燃料に限る。）。）、借料及び損料、備品費（1件につき50万円未満のものに限る。）、賃金（業務手当を含む。）、保険料及び器具機械等の修繕料として支払われる経費
5 委託費	事業実施主体である生産者団体が行う事務の一部を他のものに委託するために必要な経費

注：区分の1については、会議の出席や会議録等により、その活動内容が証明できるものに限る。

第7 事業実施確認・報告

要綱第3の3の(6)の報告は、次に定めるところにより行うこととする。

1 実施確認の報告

事業実施主体が行う実施確認については、次のとおりとする。

- (1) 事業実施主体は、第5の2の（1）により作成した事前確認資料により事前確認を行うものとする。

ただし、事業実施主体は、事前確認資料のみでは確認が困難であると判断する場合には、現地確認を行うものとする。

- (2) 事業実施主体は、事後確認として、以下の事項を現地で確認するものとする。
- ア 改植等の取組が確実に実施されたこと
 - イ 実際の支援対象面積
 - ウ 改植を行った場合にあっては、新たに植栽した茶樹の品種名
 - エ 移動改植を行った場合にあっては、移動前の茶園が引き続き茶園として使用されていないこと。
 - オ 茶園整理を行った場合にあっては、当該茶園の伐採及び抜根が完了していること。
- (3) 事業実施主体は事後確認に当たり、必要に応じ支援対象者や茶生産者グループの代表者等の立ち会いを求めるとともに、支援対象者に対して関係書類の提出を依頼するものとする。
- (4) 事業実施主体は、現地における事後確認を円滑に実施するため、必要に応じ関係機関に対し協力を依頼するものとする。
- (5) 確認業務の委託
- 事業実施主体は、(1)及び(2)に係る確認業務を次に掲げる要件を満たす組織に委託することができるものとする。ただし、この場合においても、事業実施主体は、当該組織が確認業務を適切に行っているかどうかについて確認を行うこととする。
- ア 法人格を有していること。
 - イ 実施確認に必要な技術的な能力を有していること。
 - ウ 実施確認を適正に行うための手続、体制等に関する規約その他の規定が定められていること。
 - エ 当該組織又は当該組織の構成員が、受託しようとする確認業務における確認対象に含まれる茶生産者グループの構成員になっていないこと。
- (6) 実施確認結果の通知
- ア 事業実施主体は、事後確認を行った場合は、茶生産者グループに対し、様式9により確認結果を通知する。
 - イ アの通知を受けた茶生産者グループは、構成員となっている支援対象者に対し、遅滞なく、事業実施主体から通知された確認結果を様式10により通知するものとする。

2 事業実施状況の報告

事業実施主体は、改植（新植を除く。）については支援対象年度の翌年度から3年又は4年間(第3の2の(2)の取組を行う場合)、新植及び棚施設を利用した栽培法への転換については同翌年度から1年間、台切りについては同翌年度から2年間、茶園整理については同翌年度から1年間、事業の実施状況の確認を行い、改植等の取組の態様が継続されており、かつ、地域における栽培指導指針又はこれに準じるものに即して、施肥、防除等の栽培管理が行われていることを確認し、様式11により事業実施状況報告書を作成し、翌年度の7月末日までに地方農政局長に報告するものとする。

3 補助金の返還

事業実施主体は、2の事業実施状況の確認をした結果、改植等の取組の態様が継続していないこと及び適切な栽培管理が行われていないことが明らかになった場合は、支援対象者に対し、補助金の返還を命じるものとする。

ただし、次に掲げる場合にあっては、この限りではない。

- (1) 補助金の交付を受けた支援対象者が未収益の期間中に、当該茶園について、他の農業者に譲渡又は貸付けを行った場合において、改植等の取組の態様が継続されており、かつ、適切な栽培管理が行われていることが明らかな場合。

- (2) 気象災害等により茶園が崩壊し、茶園に設置した棚施設が崩壊し又は茶樹が枯死し、改植等の取組の態様が継続できないことが明らかな場合において、実施状況の確認を行った年度の翌年度までに、棚施設の復旧工事、茶樹の植栽等を行い、栽培指導指針等に即して、施肥、防除等の栽培管理が行われることが確実と見込まれる場合。

第8 評価

1 事業実施主体による自己評価

事業実施主体は、品質向上戦略に定めた成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、計画期間終了後の翌年度の9月末日までに、様式12により地方農政局長に成果報告書を報告するものとする。

2 地方農政局長による評価

(1) 評価

ア 地方農政局長は、報告を受けた成果報告書について、地域農業及び社会環境の変化を踏まえ、目標の達成度、品質向上戦略の適正性等の観点から、その報告内容を点検するものとする。

イ 地方農政局長は、アの点検の結果、適正に評価されていないと判断した場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指示するものとする。

ウ 地方農政局長は、気象災害等外部的な要因により、自己評価が困難と判断される場合には、評価方法を変更した上で自己評価を実施するよう事業実施主体を指導するものとする。

エ 地方農政局長から評価方法を変更して評価を行うよう指導を受けた事業実施主体は、変更した方法で自己評価を実施し、その結果を速やかに地方農政局長に報告するものとする。

(2) 評価結果に基づく指導等

ア 地方農政局長は、品質向上戦略に掲げた成果目標が達成されていない場合等、品質向上戦略に従って改植等の取組がなされていないと判断される場合においては、事業効果が十分に発揮されるよう、当該事業実施主体に対し、様式13により改善計画を作成させるものとする。この場合において、事業実施主体は、さらに1年間目標年度を延長し、再度、1の自己評価の実施及び報告を行うものとする。

イ 地方農政局長は、報告を受けた成果報告書を取りまとめ、翌年度の12月末日までに生産局長に報告するものとする。

第9 国と関係都道府県の情報共有等

1 地方農政局長は、事業実施主体から提出された事業実施計画等について、当該事業実施主体が所在する都道府県（以下「関係都道府県」という。）に情報提供するものとする。

2 1の情報提供を受けた関係都道府県は、事業実施計画等について、各都道府県における農業の振興方針等に照らし必要と認めるときは、地方農政局長に意見を提出することができる。

3 2の意見の提出を受けた地方農政局長は、第5の1の(1)の審査に際し、当該意見について十分配慮するとともに、その審査結果について、関係都道府県に情報提供するものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。

(別記1)

支援対象面積の算定方法について

1 範囲

支援対象面積の範囲は、畦畔、枕地、法面等茶が植栽されていない面積を含まない本地面積とし、支援内容ごとに、それぞれ次に掲げるものとする。

(1) 改植（移動改植、新植を除く。）

伐採し、抜根又は枯死させた後、茶樹を新たに植栽した面積（ただし、伐採した面積を上限とする。）

(2) 移動改植

茶園において伐採を実施した後、当該茶園以外の農地において茶樹を植栽した面積（ただし、伐採した面積を上限とする。）

(3) 新植

優良品種系統等の茶樹を、放任茶園や他品目の畑地等へ植栽した面積

(4) 棚施設を利用した栽培法への転換

露地栽培の茶園の上部と側面を資材で覆うための棚施設を設置する面積

(5) 台切り

茶園の地際部から地上15センチメートルまでの高さで茶樹を切断する面積

(6) 茶園整理

茶樹の伐採及び抜根を行った面積

2 測定方法

次のいずれかの方法により測定するものとする。

(1) 実測

現地において実測を行う。

(2) 図測

2,500分の1以上の縮尺図等の図測により行う。なお、5,000分の1以上の縮尺図等の図測による場合は、当該図測面積に0.95を乗じた数値を支援対象面積とするものとする。

(3) 公的資料等に記載された面積の活用

国土調査結果、土地登記簿、固定資産課税台帳及び共済加入申請書のうち当該茶園面積を表すのに最も最適であると判断される公的資料等に記載された面積とする。

(4) その他

(1)から(3)までにより測定し難い場合であって、かつ、合理的な理由がある場合には、事業実施主体が別に定める方法により茶園面積を把握することができるものとする。

3 畦畔面積の算出について

土地登記簿等に記載された面積が、畦畔の面積を含んでいる場合にあっては、畦畔の状況がおおむね類似している地域ごとに、次のいずれかにより算出した平均畦畔率を用いて畦畔面積を算出し、これを土地登記簿等に記載された面積から差し引いて計算するものとする。

(1) 対象茶園を抽出した後、実測して求めた平均畦畔率

(2) 図面上の測量により求めた平均畦畔率（ほ場整備事業完了地区等茶園の区画が整理されている地域に限る。）

(別記2)

事業実施主体が事前確認を行うために必要な資料について

事業実施主体が事前確認を行うために必要な資料として支援対象者が提出する資料とは、次に掲げる資料とする。

支援内容	事前確認を行うために必要な資料
(1) 改植（新植を除く。）に伴う未収益支援及び改植支援	<p>【同一茶園の場合】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 改植を行う前の茶園写真 <p>ただし、写真が準備できない場合には、改植前の茶園が分かる資料として、次のいずれかのものを準備すること。</p> <ul style="list-style-type: none">ア 当該茶園の荒茶の出荷伝票イ 栽培日誌の写しなど客観的に証明できる資料 <p>【移動改植の場合】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 茶樹の樹体の伐採を実施する前の茶園写真及び改植を実施する前の農地の写真 <p>ただし、写真が準備できない場合には、移動改植元の茶園又は移動改植先の農地が分かる資料として、次のいずれかのものを準備すること。</p> <p>(移動改植元の茶園の場合)</p> <ul style="list-style-type: none">ア 当該茶園の荒茶の出荷伝票イ 栽培日誌の写しなど客観的に証明できる資料 <p>(移動改植先の農地の場合)</p> <ul style="list-style-type: none">ウ 現況の写真（更地の状況）エ 客観的に証明できる資料
(2) 棚施設を利用した栽培法への転換に伴う未収益支援	<ul style="list-style-type: none">・ 棚施設を設置する前の茶園写真 <p>ただし、写真が準備できない場合には、棚施設を設置する前の茶園が分かる資料として、以下のいずれかのものを準備すること。</p> <ul style="list-style-type: none">ア 当該茶園の荒茶の出荷伝票イ 栽培日誌の写しウ 棚施設の工事費明細書など客観的に証明できる資料
(3) 台切りに伴う未収益支援	<ul style="list-style-type: none">・ 台切りを実施する前の茶園写真 <p>ただし、写真が準備できない場合には、台切りを行う前の茶園が分かる資料として、次のいずれかのものを準備すること。</p> <ul style="list-style-type: none">ア 当該茶園の荒茶の出荷伝票イ 栽培日誌の写しなど客観的に証明できる資料
(4) 茶園整理	<ul style="list-style-type: none">・ 茶樹の伐採及び抜根を実施する前の茶園写真及び抜根後の農地の写真 <p>ただし、写真が準備できない場合には、茶園又は抜根後の農地が分かる資料として、次のいずれかのものを準備すること。</p> <p>(伐採及び抜根前の茶園の場合)</p> <ul style="list-style-type: none">ア 当該茶園の荒茶の出荷伝票イ 栽培日誌の写しなど客観的に証明できる資料 <p>(抜根後の農地の場合)</p> <ul style="list-style-type: none">ウ 現況の写真(更地の状況)エ 客観的に証明できる資料